

TU WIEN 入学、オーストリア滞在手続き

必ずお読みください<免責事項>

以下の情報の正確性については、様々な注意を払って確認を行いましたが、オーストリアの法令、諸手続きなどは変更されることがあり、その完全性、正確性について、JASEC が保証するものではありません。JASEC は利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。また、当該情報をご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。

最新の情報について、利用者はオーストリアの関係機関に直接参照して下さい。また、各種手続き、申請にあたっては、事前にそれぞれの申請先に必要書類や手続きに要する時間や金額などを確認して下さい。

また、日本以外の国籍の方は、各自該当機関などにお尋ね下さい。

TU Wien 提携大学の交換留学生向けのものです。

提携大学以外の方の留学は JASEC では取り扱えません。[Admission Office](#) にお問合せ下さい。

最初に

以下の文章に必ず目を通して下さい。

1. TU Wien 留学のてびき

TU Wien, International Office のサイトから

[Welcomeguide for incoming exchange students](#) をダウンロードし、よくお読み下さい。

直接ダウンロードできない場合、

TU Wien> International Office> Incoming exchange students

ダウンロード欄に Welcomeguide へのリンクがあります。

2. 学生用在留許可申請のてびき

学生用在留許可証は、一般に「学生ビザ」と呼ばれているものです。

滞在が半年を超える方は [OeAD](#) (Austria's Agency for Education and Internationalisation) の

[学生用在留許可申請の手引き](#) をしっかり読み、必要事項や申請の流れを掴んで下さい。

(OeAD> To Austria> Entry and Residence> Residence Permit – Student no mobility programme)

TU WIEN 入学手続きについて

手続き方法等が変更されている場合があります。詳しくは現地にて担当職員にお尋ね下さい。

こちらは JASEC が入学手続きを代行する場合をご紹介します。渡航時期により順番が前後する可能性があります。

- インターナショナルオフィス (もしくは JASEC) から、TU アカウントについての情報が送られてきます。

TISS (Information Systems and Services of the TU Wien) にアクセスして下さい。学生ユニオン会費支払い後に TISS にて受講登録や各種証明書のダウンロードを行うことができるようになりますので、一通り目を通して下さい。

なお、パスワードは任意のものに変更して構いません。

- 学生ユニオン(ÖH)会費の支払い

この振り込みが終わらないと正しく入学したことになりません。また、締切があるので早めに済ませましょう。指定の額を銀行の ATM、窓口、またはオンラインバンキングでお支払い下さい。日本から振り込めます。

振込が確認され次第、学生登録証明 (Studienblatt)、入学証明 (Studienbestätigung) がダウンロードできるようになります。

<重要!!!>振り込み時に 12 桁の顧客番号の記入が必要です。この番号は TISS の Student Self Service にて確認できます。

新学期ごとに同様の手続きを行います (顧客番号が変わるので注意)

- JASEC 事務所訪問

事務所にて簡単な説明を行います。

- JASEC 玄関と学生ルームの鍵をお渡しします。
- TU-CARD (学生証) をお渡しします。

受け取った学生証 (TU Card) は、そのままでは無効です。学生ユニオン会費支払い後に、構内の TU Kiosk にてアクティベートして下さい。

インターナショナルオフィス主催のオリエンテーションに参加の際はパスポートを忘れずに。

詳しい説明は [TUWien のサイト](#) をご確認ください。

今期の会費は約 24€ でした。

注意: 顧客番号の記入を忘れた場合、会費が消失し、再度の振り込みが必要になっていきます。気を付けること。

メールで JASC 訪問日程を打ち合わせておいて下さい。

ドイツ語学校について

JASEC の交換留学プログラムでは、ドイツ語の履修は義務ではありませんが、長期留学の方だけでなく、短期の方も初歩のドイツ語だけでも勉強することを強くおすすめします。一生懸命ドイツ語を話そうとする姿勢は例え片言だとしてもオーストリア人にとって印象が良いものです。日常生活でのオーストリア人とのコミュニケーションが一気にとりやすくなります。

TU Wien と提携している語学学校: [INNES](#) (2024 確認)

詳しくは [インターナショナルオフィスの Welcome Guide](#) をご覧ください。

オーストリア滞在手続きについて

<免責事項>

以下の情報の正確性については、様々な注意を払って確認を行いました。オーストリアの法令、諸手続きなどは変更されることがあり、その完全性、正確性について、JASEC が保証するものではありません。JASEC は利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。また、当該情報をご利用になったことにより生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。

最新の情報について、利用者はオーストリアの関係機関に直接参照して下さい。また、各種手続き、申請にあたっては、事前にそれぞれの申請先に必要書類や手続きに要する時間や金額などを確認して下さい。

日本以外の国籍の方は、各自該当機関などにお尋ね下さい。

法令や諸手続きが変更されている場合があります。

最新の情報を確認し、各種書類の準備や関係機関への問い合わせは時間に余裕を持って行って下さい。コロナ以降、窓口業務が完全予約制になったところもあり、数週間先まで予約の空きがない場合もあります。

日本国内にて

申請に必要な書類を在京オーストリア大使館に確認し、日本で入手すべきものを手配して下さい。まずホームページを読み、不明な点を電話で問い合わせることをお勧めします。

オーストリア入国後

a と b は最優先に済ませて下さい

a. 賃貸契約書 (Mietvertrag) の取得

賃貸契約書は、学生寮*の管理局や、自分のアパートの大家に作成してもらいます*。

b. の住民票にも管理局・大家の署名が必要なので、住民票の申請用紙をあらかじめ準備しておき、賃貸契約書を受け取る際にこちらにもサインをもらっておくと良いでしょう。

b. 住民票 (Meldebestätigung) の取得

オーストリアに滞在するものは、到着から 3 日以内に住民登録をする必要があります。

役所 (Meldeservicestelle) に以下の書類を提出し、住所票を取得します。

- 記入済み申請用紙 (注: 大家の署名が必要)
- 賃貸契約書 (Mietvertrag)
- パスポート

自分の住む区の役所でなくても構いません。

また、2022 秋、本当にオーストリアに入国したのかどうか確認のために航空券のコピーを要求された学生がいました。参考にして下さい。

学生用在留許可証について、日本語で問い合わせられるのはみなさんにとって負担が少ないと思います。

在留許可証が必要ならば、住居は学生寮を強くお勧めします。ビザ申請時、賃貸契約書をめぐっての問題が発生しにくいです。

契約の際にメールで送られてくる場合もあります。

学生寮・アパート入居前にホテルを利用する場合、ホテル滞在中は住民票を取りに行く必要はありません。

通常は“Hauptwohnsitz”として登録します。

[申請用紙・役所一覧等 \(ウィーン市のサイト、英語\)](#)

c. 銀行：学生口座の開設

殆どの銀行が手数料の安い学生口座を用意しています。大学に近い銀行は留学生慣れしており、手続きがスムーズなお勧めです。基本的に以下の書類が必要です。

- 学生登録証明(Studienblatt) または学生証
- 住所票 (Meldebestätigung)
- パスポート

d. ウィーン市内公共交通機関の学割ゼメスターチケット購入

ゼメスターチケット (Semesterkarte) はウィーン市内のバス・地下鉄・トラム等、公共交通機関が乗り放題のチケットです。26 歳以下の学生対象。チケット売り場、またはオンラインで購入できます。

以下の書類が必要です。

- 学生証・学生登録証 (Studienblatt, Studienbestätigung)
- 住民票 (Meldebestätigung)
- パスポート

e. 健康保険登録 (6 か月以上滞在する学生は必要)

現在、ÖGK はオンライン申請を推奨しているため、JASEC 職員が提出のお手伝いをしています。希望の方は職員にお申し出下さい。

在留許可申請には、オーストリアの健康保険 (強制、任意)、あるいはそれに匹敵するオーストリアで有効な支払い保証付きの無制限の健康保険への加入が必要です。

ここでは、ウィーンの学生の間で一般的な健康保険は ÖGK (Österreichische Gesundheitskasse) の 学生保険 をご紹介します。カスタマーセンター窓口、またはオンライン (独語) で申請できます。

必要書類

- 記入済み申請用紙
 - パスポート
 - 住民票 (Meldebestätigung)
 - 学生証・学生登録証 (Studienblatt, Studienbestätigung)

またコロナ後の傾向として修士課程に留学するほとんどの学生が

- 「学部の」卒業・学士号取得を証明する書類 (英/独)
- 「学部の」在籍期間 (入学・卒業) を証明する書類 (英/独)

を要求されているのでそちらもご準備下さい。

なお、申請が受理された場合はその旨郵便、もしくは e-mail が届きます。月々の振り込み情報記載のある「Versicherungsnachweis」がビザ取得に必要な書類です。

また、普通は保険カード (e-Card) に取得についてのテキストが同封されています。

例：JASEC から一番近い銀行

Erste Bank, [Wiedner Hauptstraße 20](https://www.sparkasse.at), www.sparkasse.at

詳しくは各銀行にお問い合わせください

- 2024 年は各学期 78€

- 詳しくは [ウィーン交通局 \(Wiener Linien\)](https://www.wienerlinien.at) にお問い合わせ下さい。

- TU 最寄りの地下鉄 Karlsplatz 駅にもチケットセンターがあります。

- 住民票でウィーン市内を “Hauptwohnsitz” としていない場合は割高になります。

- 海外旅行保険は不可です

- 2024 年は月々約 70€

- 英語のインフォメーション [\(1\)](#), [\(2\)](#) リンク切れの際は [学生保険のページ](#) 右側の Broschüren からお探し下さい。

- 詳しくは [ÖGK のウィーンカスタマーセンター](#) にお問い合わせ下さい

- 留学を終えて帰国する際に、解約を忘れないようにして下さい。

学生用在留許可申請（いわゆる学生ビザの申請：滞在期間が6か月を超える学生）

まず、[在京オーストリア大使館](#)に、ご自分の留学に必要な在留許可証、提出書類等をお問合せ下さい。

現在、コロナの影響で、在京オーストリア大使館、在オーストリア日本大使館、ウィーン市の在留許可を扱う市役所 MA35 課共通して申請や窓口業務に予約が必要です。

日本国籍保有の学生は滞在期間が6か月を超える場合、在留許可が必要です。通常、JASEC の日本人留学生はビザなしで来喫し、ウィーン市役所 MA35 課にて学生用在留許可申請を行います。

オーストリア政府/OeAD から奨学金を受給する学生
申請方法が異なります。[ÖAD のインフォを確認の上](#)、在京オーストリア大使館に **OeAD 奨学金の受給者である**と伝え、在留許可申請について個別に問い合わせること。日本で申請を済ませる学生が殆どです。

参考までに、2024 年後期に日本人学生が提出した書類をご紹介します。

- 記入・署名済みの申請用紙
- パスポート写真2枚
- TU からの受け入れ証明 (Acceptance Letter)
- 学生登録証明、入学証明
- 奨学金証明、財政証明*
- 住民票 (Meldebestätigung)
- 賃貸契約書 (Mietvertrag)
- 健康保険登録証明 (e. 参照)
- 出生証明証 (Geburtsurkunde)
在オーストリア日本大使館で取得可能。戸籍謄本/抄本が必要です。
(戸籍謄本/抄本は要アポステイーユ)
- 無犯罪証明書* (要アポステイーユ)
- パスポート (空ページを含むすべてのページをコピー)

*無犯罪証明書について: いずれの場合も申請時期にご注意下さい。

日本で取得する場合

申請先の警察本部に申請から交付までの期間を問い合わせ、できるだけ遅い時期(日本出国直前)に発行してもらえるよう予定を立てて下さい。あまり早く取得してしまうとビザ申請前に無犯罪証明書の有効期限が切れる可能性があります。特にビザ申請者が多い秋は、書類が揃ってもビザ申請日の予約が1か月以上先までとれないケースが多発しています。

ウィーン、在オーストリア日本大使館で取得する場合

申請から取得まで丸々2か月かかります。しっかりスケジュールの管理をして下さい。

奨学金などの条件によって日本国内で在留許可を申請しなければならない場合があります。在京オーストリア大使館に在留許可証の要不要、提出書類などを問い合わせる際に、ご自身の申請はどこで行うのか尋ねてみて下さい。

[ÖAD \(the Austrian agency for international mobility and cooperation in education, science and research\)](#) のサイト(英)、[ウィーン市のサイト](#)(独)もご参照下さい。ÖAD は必要書類の記載も詳しく、申請の流れがわかりやすいと思います。

ウィーンで申請の場合、申請用紙のダウンロード、記入は JASEC 職員が手伝います。お気軽にどうぞ。(ご自分で記入したい方は [ÖAD](#) か、[内務省](#) のサイトでお探し下さい。)

パスポート写真: 規定があります。渡喫後、認可をうけた写真店で撮影することをお勧めします。(例: [Hartlauer](#))
通常は数枚つづりで発行されますが、写真の枠に撮影日などの情報があるため、自分で切り取ってはいけません。役所の担当が切り取ります。

出生証明書: [在オーストリア日本大使館](#)にお問合せ下さい。

全てのビザ申請用書類が集まるには入学手続きから1か月以上かかることも多い。早めに来喫する学生は日本で取得するか、オーストリアで取得するかよく考えること。

Notwendige Unterlagen fürs Visum

こちらは経験則からの必要書類チェックリストです。

MA35 の判断で追加の書類が必要になる場合があります。

			Dokumente		Bemerkung
<input type="checkbox"/>	1	記入済み申請用紙	unterfertigtes Antragsformulare		Siehe Muster
<input type="checkbox"/>	2	パスポート写真	Passfotos		EU 規定あり Passbild-Kriterien
<input type="checkbox"/>	3	TU からの受け入れ証明	Annahmebestätigung von der TU Wien		
<input type="checkbox"/>	4	学生登録証明	Studienblatt	DE	TU Wien, ドイツ語のもの
<input type="checkbox"/>	5	在籍証明	Studienbestätigung	DE	TU Wien, ドイツ語のもの
<input type="checkbox"/>	6	留学期間証明	Dauer des Aufenthaltstitels		申請時に必要があれば JASEC が作成します。
<input type="checkbox"/>	7	健康保険登録証明	Kranken-, Unfallversicherung		
<input type="checkbox"/>	8	シェンゲン圏出入のリスト	Auflistung aller Ein- und Ausreisen der letzten 6 Monate im Schengen Raum.		過去半年間のシェンゲン加入国の出入国リスト。用紙は JASEC にあります。
財政証明各種: Finanzbestätigungen					
<input type="checkbox"/>	9	口座残高	Kontoauszug	+ DE/EN	ビザ申請 72 時間以内発行のもの
奨学金: Stipendium					
<input type="checkbox"/>	10	奨学金証明書	Bestätigung eines Stipendiums	+ DE/EN	
保護者: Finanzbestätigung der Eltern					
<input type="checkbox"/>	11	保護者の収入証明	Einkommensbestätigung der Eltern	+ DE/EN	企業の収入証明、または源泉徴収票などを 法廷通訳に翻訳してもらう
<input type="checkbox"/>	12	スポンサー証明	Erklärung über die Herkunft der Geldmittel		用紙は JASEC にあります。
<input type="checkbox"/>	13	賃貸契約書	Mietvertrag		
<input type="checkbox"/>	14	住民票	Meldezettel		
<input type="checkbox"/>	15	出生証明書	Geburtsurkunde	+ DE/EN	
<input type="checkbox"/>	16	戸籍謄本/抄本	Familienregister mit Apostille		アポステイーユ付
<input type="checkbox"/>	17	無犯罪証明書	Führungszeugnis		アポステイーユ付 Falls Ablaufen: Siehe Vorlage
<input type="checkbox"/>	18	パスポート	Passport		
<input type="checkbox"/>	19	全ての書類のコピー	Kopien von allen obigen Dokumenten		開封無効のものは除く。 パスポートは全てのページをコピーのこと。 Pass: alle Seiten kopieren

まれに、学生ビザ受け取り時に「現在も保険に加入している証明」の提出を求められることがあります。その際は ÖGK のカスタマーサービスで Versicherungsdatenauszug を発行してもらって下さい。

*財政証明について

現在、留学生の経済状態が厳しく審査されています。

留学に必要な生活費が滞在する期間分しっかりと銀行口座にあることを証明しなければいけません。

2024年の月々の生活費下限額は

- 24歳未満の学生： 月額 672.64 ユーロ以上
- 24歳以上の学生： 月額 1217.96 ユーロ以上

これはあくまで最低限の金額で、家賃やクレジットの返済、その他経費などが合わせて359.72 ユーロを超える場合は超過分が加算されます。

例：25歳の学生、山田さん：家賃：500 ユーロ、健康保険(ÖGK, 2024)：69.13 ユーロ

山田さんの生活費下限額(月額) = 1217.96 - 359.72 + 500 + 69.13

= 1427,37 ユーロ

2024の学生は

- 前述の生活費が滞在期間分以上入金されている銀行口座の明細(独/英)
- 奨学金受給証明
- 保護者の収入証明

などの書類を提出しました。担当する役人の判断によって、さらに多くの書類を要求されたり、逆に、持参した書類を「必要ない」と言われる場合もあります。

銀行の明細に関しては、提出する日から3日以内に発行された明細など、最新のものを要求されます。オーストリアで銀行口座を作り、そこに必要分送金しておくのが簡単です。ドイツ語の明細がATMでいつでもすぐに発行できます。

いまのところオーストリアで出入金が可能であれば日本の銀行口座の明細でも許可は下りていますが、残念ながら、残高のわかる書類が**英語**で直ちに発行できないなどのトラブルが多く、おすすめとは言いかねます。ご注意ください。

2024：非常に円が安く、オーストリアの銀行に送金するとものすごく目減りしてしまうので、不便を承知で日本の銀行口座を使う学生が増えました。ソニー銀行等、オンラインバンキングでプラットフォームを英語表示にできる銀行が便利のようです。個人情報と残高の写っているスクリーンショットを財政証明として提出し通っています。氏名など、なぜか一部が英語表示されない銀行もありましたので、全て英語にできるかあらかじめチェックして下さい。

詳しくは [ÖAD](#) や [MA35](#) のサイトを
確認して下さい。

まれに、奨学金が実際に振り込まれているか明細を提出せよと要求されることがあります。

収入証明：

一部企業では英語で総収入を記載した書類を発行してくれます。(リコーなど)

その他の場合、日本の役所で総収入がわかる書類を発行してもらい、それを法廷通訳に収入証明として部分訳してもらっています。日本のどの書類が一番適しているかは法廷通訳の方と相談して下さい。

日本からの海外送金手数料は各金融機関にお尋ね下さい。

2022-23の留学生在ドイツのN26というネットバンクと、WISEという送金を利用し、使いやすく送金手数料も安いという報告がありました。興味がある方はお調べ下さい。

また、MA35 は銀行明細を在留許可申請時だけでなく、受け取りの際の計 2 回要求してことがあります。2 回とも「全期間分」の生活費を超えた残高の証明を要求されました。それまでの滞在期間に使った生活費は考慮されていなかったため残高にご注意下さい。

例：佐藤さん

留学期間：1 月初めから 12 月末までの 12 か月

証明しなければいけない生活費：月額 1000 ユーロ、計 12000 ユーロ

在留許可受取指定日：4 月初め（留学開始から 3 か月経過）

現在 4 月の受け取り日で、佐藤さんの留学開始から 3 か月経過している。これまでの生活に 3000 ユーロ使用したので、残りの滞在期間分の生活費 9000 ユーロの残高を証明するのが妥当に思えるが、全期間分の 12000 ユーロの残高を証明しなければいけなかった。

申請			受取								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3000			9000								
12000											

法廷通訳について

法廷通訳は国家資格です。

日本語の法廷通訳の方は数も少なく、みなさんお忙しくていらっしゃいます。できるだけ時間に余裕をもって依頼するようにしましょう。

よく、法廷通訳者のどなたに依頼すれば良いのかというご質問を頂きます。資格のある方であればもちろんどなたでも構いませんが、ここ数年、多くお仕事をお願いしているのはラート昭子さん(Akiko RATH, rath.akiko@aon.at)です。経験豊富で非常に親切な方で、いつも安心してお任せしています。

ガリンスキさんにも快く依頼を受けていただいたことがありますし、最近、渡欧前にヒースさんにお世話になった学生もいます。参考になれば幸いです。

[日本語法廷通訳のリスト](#)

日本の大学との大きな違い

オーストリアでの学生生活は、日本の学生が普通と思いがちのものとは多くの違いがあることと思います。ここでは、過去の学生が戸惑いがちだった事例をふたつご紹介します。

研究室で研究ができない？

オーストリアの各研究室は非常に多くの学生を抱えています。一部の例外を除き、博士・修士課程問わず学生のためのデスクはありません。ですので、学生は他に場所を見つける必要があります。

JASEC に日本からの交換留学生が作業・勉強できる学習室がありますのでご利用下さい。

アカデミック・アドバイザーとの関わりについて

こちらは日本で言う「担当教官」にあたります。しかし、オーストリアの大学では担当教官が各学生を呼びだして論文の進み具合や面倒を見るというようなシステムがありません。基本的に学生が自分の研究の進みを自分で管理し、進捗に合わせて先生に連絡しお時間をとって頂きます。

先生一人当たりの担当学生が非常に多いこともありますが、会社勤めの傍ら論文を書く学生がたくさんいたり、卒業時期や年数が人によってバラバラなために研究の進捗が人によって大きく違うことも理由の一つかと思います。学生自身が目的意識を強く持ち、自主的に行動する必要があります。アドバイスが欲しいとき、質問があるときは先生に自分から積極的にコンタクトをとりましょう。

JASEC にご相談下さい。

研究するうちに範囲がアカデミック・アドバイザーの専門分野から外れたり、他の専門家の意見が必要になることもあるかと思います。そんな時は JASEC にお気軽にご相談下さい。(もちろん、まずご自分のアカデミック・アドバイザーに相談するのを忘れなく!)